

平成 22 年 10 月 14 日
社団法人 投資信託協会

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正について

1. 改正の目的

投資信託財産の設定までに発行条件について事前調査を行った仕組債等への運用の指図を行う場合に留意すべき事項を明確にするため、「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正を行う。

2. 主な改正の内容

投資信託財産の設定までに仕組債等の発行のための条件について事前調査を行う場合には、当該仕組債等への運用の指図において、当該仕組債等の価格及び利率等の発行条件は当該運用を行う指図時点の市場の状況により定まるものであり、当該時点でのみ決定されるものであることに留意することとする規定を新設する。

(第 4 条の 2)

3. 実施日

平成 22 年 10 月 14 日より実施する。